

警察庁の職員及び地方警務官の災害補償の実施に関する訓令

(昭和30年11月29日警察庁訓令第20号)

改正 昭33.3.31警庁訓9、昭36.4.1警庁訓9、昭42.3.15警庁訓2、昭46.4.30警庁訓10、昭47.8.21警庁訓8、昭48.12.12警庁訓10、昭52.6.18警庁訓8、昭54.4.4警庁訓8、昭57.1.23警庁訓1、9.29警庁訓11、10.22警庁訓12、昭59.4.11警庁訓5、昭60.4.6警庁訓5、11.30警庁訓12、昭61.4.5警庁訓9、昭62.5.21警庁訓4、平元.5.29警庁訓4、6.23警庁訓7、平2.6.8警庁訓2、平5.3.18警庁訓4、平7.11.8警庁訓9、平8.7.10警庁訓7、平9.4.1警庁訓3

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、警察庁の職員及び地方警務官の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)の実施の手續等に関し、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。)並びに人事院規則16-0(職員の災害補償)(以下「規則16-0」という。)、人事院規則16-3(災害を受けた職員の福祉事業)(以下「規則16-3」という。)及び人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)(以下「規則16-4」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施機関の権限の委任)

第2条 警察大学校長、科学警察研究所長、皇宮警察本部長、管区警察局長、東京都警察通信部長、北海道警察通信部長、警視總監及び道府県警察本部長(以下「管区警察局長等」と総称する。)は、所属職員の補償について規則16-0第6条及び規則16-3第4条に規定する実施機関の権限(人事院が定める権限を除く。)を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、この限りでない。

- (1) 公務上の災害であるかどうかの認定について人事院の定める認定基準によりがたい場合の認定
- (2) 通勤による災害であるかどうかの認定について人事院の定める認定基準によりがたい場合の認定
- (3) 規則16-4第21条の規定によるリハビリテーションの申請に対する承認
(補償事務主任者の指定)

第2条の2 規則16-0第8条第1項に規定する補償事務主任者は、別表に掲げる官職にある職員とする。

(公務上の災害又は通勤による災害発生報告)

第3条 規則16-0第20条に規定する公務上の災害の発生報告は別記様式第1号により、通勤による災害の発生報告は別記様式第1号の2により補償事務主任者が警察庁長官(以下「長官」という。)又は管区警察局長等に提出するものとする。

(通勤による災害に係る申出)

第3条の2 規則16-0第21条に規定する通勤による災害に係る申出は、別記様式第1号の3の書面によるものとする。

(公務外又は通勤外認定の通知書)

第3条の3 規則16-0第23条第2項の規定により通知する場合の通知書の様式は、公務上のものでないと認定したときは別記様式第1号の4のとおりとし、通勤によるものでないと認定したときは別記様式第1号の5のとおりとする。

(補償の決定の通知書)

第4条 規則16-4第2条第1項、第6条第1項、第11条の4、第13条、第20条の3又は第20条の5第2項の規定により補償の決定の通知をする場合の通知書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(傷病補償年金に関する通知)

第4条の2 規則16-4第4条の規定により通知する場合の通知書の様式は、傷病補償年金の受給要件に該当すると認めるときは別記様式第2号の2のとおりとし、傷病補償年金の受給要件に該当しなくなつたと認めるときは別記様式第2号の3のとおりとする。

(傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の変更決定の通知書)

第5条 規則16-4第11条第2項、第11条の4又は第17条の規定により傷病補償年金、障害補償又は遺族補償年金の変更決定の通知をする場合の通知書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

(年金証書の再交付の請求書)

第6条 規則16-4第8条第1項に規定する年金証書の再交付の請求書の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

(障害補償年金等の支給停止終了の通知書)

第7条 規則16-4第20条の4の規定により障害補償年金又は遺族補償年金の支給停止の終了を通知する場合の通知書の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

(福祉事業の申請等)

第8条 規則16-4第21条第1項に規定するリハビリテーションの申請書は、管区警察局長等を経由して長官に提出しなければならない。この場合において、管区警察局長等は、当該申請書にリハビリテーションを行うことについての意見を添えなければならない。

2 長官は、前項に規定する申請を承認した場合には、別記様式第6号の書面により、承認しなかつた場合にはその理由を附した書面により、管区警察局長等を経由して職員に通知するものとする。

第9条 長官又は管区警察局長等は、規則16-4第21条の規定による外科後処置、補装具、休養、アフターケア、ホームヘルプサービス又は介護用機器の貸付けの申請を承認した場合には別記様式第6号の書面により、承認しなかつた場合にはその理由を付した書面により、職員に通知するものとする。

第9条の2 規則16-4第22条の3、第22条の4第3項、第22条の6第2項、第22条の9第3項、第22条の10第2項、第23条、第23条の2第2項、第23条の3、第24条の2第2項及び第26条第2項の規定により通知する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる事項については、それぞれ当該右欄に掲げる別記様式によるものとする。

規則16-4第22条の3 又は第22条の4第3項	外科後処置、リハビリテーション、休養、 アフターケア、ホームヘルプサービス若しくは介護 用機器の貸付けの費用又は旅行費の 支払金額の決定通知	別記様式第6号の2
規則16-4第22条の6 第2項、第22条の9第 3項又は第24条の2第 2項	休業援護金、傷病特別支給金、障 害特別支給金、遺族特別支給金、障 害特別援護金、遺族特別援護金、一 時金たる障害特別給付金、一時金た る遺族特別給付金、障害差額特別給 付金、在宅介護住宅改良援護金、自 動車購入援護金又は長期家族介護者 援護金の支払金額の決定通知	別記様式第6号の3
規則16-4第22条の10 第2項	奨学援護金又は就労保育援護金の 支給決定通知	別記様式第6号の4
規則16-4第23条	奨学援護金又は就労保育援護金の 改定通知	別記様式第6号の5
規則16-4第23条の2 第2項	傷病特別給付金、年金たる障害特 別給付金又は年金たる遺族特別給付 金の支給決定通知	別記様式第6号の6
規則16-4第23条の3	傷病特別給付金、年金たる障害特 別給付金又は年金たる遺族特別給付 金の改定通知	別記様式第6号の7
規則16-4第26条第2 項	外科後処置、リハビリテーション、休養、 アフターケア、ホームヘルプサービス若しくは介護 用機器の貸付けの費用、休業援護金、 在宅介護住宅改良援護金、自動車購 入援護金、奨学援護金、就労保育援 護金、傷病特別支給金、障害特別支 給金、遺族特別支給金、障害特別援 護金、遺族特別援護金、傷病特別給 付金、障害特別給付金、遺族特別給 付金、障害差額特別給付金、長期家 族介護者援護金又は旅行費の支払金 額の決定通知	別記様式第6号の8

(第三者からの損害賠償を受けた場合の届出)

第10条 規則 16 - 4 第 27 条の規定による第三者から損害賠償を受けた場合の届出は、別記様式第 7 号の書面によるものとする。

(郵便局等の届出等)

第10条の 2 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を郵便局又は別に定める金融機関 (以下「郵便局等」という。) で受け取ることを希望する者は、別記様式第 8 号の書面により長官又は管区警察局長等に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者が、届出に係る郵便局等を変更する場合には、すみやかに別記様式第 8 号の 2 の書面により長官又は管区警察局長等に届け出なければならない。

(人事院への報告)

第11条 管区警察局長等が、規則 16 - 4 第 30 条の規定により人事院に報告する場合には、長官を経由して行わなければならない。

【別記様式 略】

附 則

この訓令は、昭和 30 年 1 1 月 2 9 日から施行する。

附 則 [昭48.12.12警庁訓10]

- 1 この訓令は、昭和 48 年 1 2 月 1 2 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警察庁の職員および地方警務官の災害補償の実施に関する訓令第 2 条 (警察大学校長及び科学警察研究所長に委任した権限部分を除く。)、第 3 条から第 11 条までの規定は、昭和 48 年 1 2 月 1 日以降発生又は補償事由等の生じた補償について適用する。
- 3 昭和 48 年 1 2 月 1 日以降の補償に関する実施手続等でこの訓令の規定に相当するものは、この訓令の相当規定に基づいて行われたものとみなすものとする。

附 則 [昭60.11.30警庁訓12]

この訓令は、昭和 60 年 1 1 月 3 0 日から施行する。

附 則 [昭61.4.5警庁訓9]

この訓令は、昭和 61 年 4 月 5 日から施行する。

附 則 [昭62.5.21警庁訓4]

この訓令は、昭和 62 年 5 月 2 1 日から施行する。

附 則 [平元.5.29警庁訓4]

この訓令は、平成元年 5 月 2 9 日から施行する。

附 則 [平元.6.23警庁訓7]

この訓令は、平成元年 7 月 3 日から施行する。

附 則 [平2.6.8警庁訓2]

この訓令は、平成 2 年 6 月 8 日から施行する。

附 則 [平5.3.18警庁訓4]

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 [平7.11.8警庁訓9]

この訓令は、平成7年11月8日から施行する。

附 則 [平8.7.10警庁訓7]

1 この訓令は、平成8年7月10日から施行する。

2 人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)の一部を改正する人事院規則(人事院規則16-4-14)附則第2項の規定により支給される介護料については、改正前の警察庁の職員及び地方警務官の災害補償の実施に関する訓令の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第9条の2中「第22条の9第3項」とあるのは、「人事院規則16-4(補償及び福祉事業の実施)の一部を改正する人事院規則(人事院規則16-4-14)附則第2項」とする。

附 則 [平9.4.1警庁訓3]

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

別表(第2条の2関係)

組 織 区 分		官 職
警 察 庁 内 部 部 局		課長
警 察 大 学 校	警察大学校(特別捜査幹部研修所、国際捜査研修所、警察政策センター及び警察通信研究センターを含む。)	教務部長
	附属警察情報通信学校	特別教養部長
科 学 警 察 研 究 所		総務課長
皇 宮 警 察 本 部		課長、学校長及び護衛署長
管 区 警 察 局	内 部 部 局	課長
	管 区 警 察 学 校	庶務部長
	府 県 通 信 部	部長
東 京 都 警 察 通 信 部		課長及び多摩通信支部長
北 海 道 警 察 通 信 部	内 部 部 局	課長
	方 面 通 信 部	部長
都 道 府 県 警 察		警視総監又は警察本部長の指定する者